

平成26年7月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ネ)第7169号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成24年(ワ)第3545号)

口頭弁論終結日 平成26年5月27日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

控 訴 人

同代表者代表取締役

控 訴 人

控 訴 人

上記3名訴訟代理人弁護士

被 控 訴 人

後 藤

中 川

株式会社アイ・エス・
テクノロジー

加 藤

加 藤

鈴 木

富 田 秀 実
松 村 博 文
吉 川 愛 子
高 井 陽 子
梶 智 史
花 田 行 央
森 賢 一

同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗
山 口 貴 士
島 幸 明
太 田 賢 志
佐 藤 顕 子
浅 井 淳 子
五 反 章 裕
見 次 友 浩

同訴訟復代理人弁護士

磯 雄 太 郎

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 なお、原判決主文第1項、第3項及び第4項は、被控訴人の請求の減縮により、次のとおり変更されている。
 - (1) 控訴人後藤■は、被控訴人に対し、179万4000円及びこれに対する平成24年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 控訴人株式会社アイ・エス・テクノロジー、同加藤■及び同鈴木■は、被控訴人に対し、控訴人後藤■と連帯して177万3000円及びこれに対する控訴人株式会社アイ・エス・テクノロジー及び同加藤■は平成24年2月23日から、同鈴木■は同月22日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨（控訴人ら共通）

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 被控訴人は、第1審被告佐伯■■■■（以下「佐伯という。」）から「121FX TRADING SYSTEM」と称するシステムを用いた外国為替証拠金取引（以下「121FX取引」という。）への投資の勧誘を受けて、これに応ずることとし、同人を通じて第1審被告グローバルウィンこと濱岡■■■■（以下「濱岡」という。）に口座開設サポート料として2万1000円を支払って、「121 FUND」の口座開設を申し込むとともに、佐伯から指定された「株式会社アイエステクノロジー収納代行口」名義の銀行預金口座（控訴人アイ・エス・テクノロジー（以下「控訴人IST」という。）の管理する口座）に証拠金として200万3000円を送金した。

本件は、被控訴人が、121FX取引は運用実体がなく違法に資金を集めるための詐欺取引であったとした上、①控訴人後藤は、そのように詐欺取引であることを認識し、又は認識し得たにもかかわらず、121FX取引への投資名目での資金集めに大きく寄与したなどと主張して、同控訴人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づいて、187万4000円（被控訴人の上記支出金計202万4000円と弁護士費用損害金20万円の合計222万4000円から佐伯が被控訴人との和解に基づいて支払った35万円を控除した金員）及びこれに対する訴状送達の日（平成24年2月23日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、②控訴人ISTは、上記のとおり詐欺取引であることを認識し、又は認識し得たにもかかわらず、上記銀行口座を利用させて121FX取引への投資名目での資金集めに関与したなどと主張して、同控訴人並びにその代表取締役である控訴人加藤■■■■（以下「控訴人加藤」という。）及び取締役である控訴人鈴木■■■■（以下「控訴人鈴木」という。）なお、以下では、これら3名を併せて「控訴人ISTら」という。）に対し、不法行為（控訴人加藤及び同鈴木については会社法429条1項）による損害賠償請求権に基づいて、185万3000円（上記

187万4000円から上記2万1000円を控除した金員）及びこれに対する訴状送達の日（控訴人I S T及び同加藤については平成24年2月23日、同鈴木については同月22日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を控訴人後藤と連帯して支払うよう求めた事案である。

原判決は、被控訴人の請求をいずれも認容したところ、控訴人らが、これを不服として控訴をした（被控訴人は濱岡及び佐伯に対しても不法行為に基づく損害賠償請求をしたところ、被控訴人と佐伯との間では原審において訴訟上の和解が成立し、濱岡に対する請求については、原判決がこれを認容したのに対し、濱岡は控訴をしなかった。）。

なお、被控訴人は、当審において、原判決言渡し後に佐伯から支払われた8万円を損害金元本に充当したことによる請求の減縮（控訴人後藤に対する主たる請求の額を179万4000円とし、その余の控訴人らに対する主たる請求の額を177万3000円とする請求の減縮）をした。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」1ないし3（4頁9行目から9頁14行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 5頁15行目の「7の2」の次に「、26」を加え、同20行目の「本件口座」を「本件I S T名義口座」に、同21行目の「及び」を「若しくは」にそれぞれ改め、同23行目の「送金した」の次に「(弁論の全趣旨)」を加える。
- (2) 6頁4行目から7行目までを削る。
- (3) 同9行目を次のとおり改める。

「控訴人後藤は、121 F X取引が詐欺的商法であること認識し、又は認識し得たにもかかわらず、同取引への投資名目での資金集めに関与したといえるか。」

(4) 6頁15行目から7頁6行目までを削る。

(5) 9頁6行目の「本件口座」を「本件I S T名義口座」に改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求（当審における減縮後のもの）はいずれも理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1, 3ないし5（9頁16行目から13頁21行目まで、14頁12行目から18頁4行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

(1) 10頁3行目の「コミッションフィー」を「毎月数%のコミッションフィー」に、同4行目の「甲23, 25」を「甲23ないし25」に、同7行目の「甲4, 5」を「甲4ないし6」にそれぞれ改め、同13行目の「22」の次に「, 42」を加える。

(2) 10頁25行目の末尾に行を改めて次のとおり加える。

「山本は後藤の紹介で林と会って121FX取引の代理店となったが、後藤は、山本を林に引き合わせる際、「山本を代理店にしたら運用金に対して毎月1%のコミッションフィーを121から直接渡してもらおう」旨の意向を示した。また、山本は、「121」の名称が入った名刺や「121INT」のロゴが入ったバッジを控訴人後藤経由で林から受け取ったほか、121FX取引に関連して問題が生じたときは、控訴人後藤に相談して対応をしてもらっていた。（甲34, 42, 証人山本）

濱岡は、平成21年10月ころから、知人である山本の下位代理店として

121FX取引の勧誘を行うようになった（弁論の全趣旨）。」

(3) 11頁20行目から12頁26行目までを削る。

(4) 13頁22行目から14頁11行目までを次のとおり改める。

「2 121商法について

前記前提事実及び認定事実によれば、121商法は、顧客から121FX取引への投資名目で資金を集めていたものの、投資勧誘の際に説明していた資金管理、運用の実体はなく、林が、顧客から集めた資金を他に流用していたことを認め、また、顧客から集めた資金について使途や返済の目処について具体的な説明をしていない（甲5）ことから分かつとおり、詐欺的商法というべきである。」

(5) 14頁13行目から15頁18行目までを次のとおり改める。

「(1) 前記認定事実によれば、控訴人後藤は、後に121FX取引の代理店となる複数の者を林に紹介し、林が代理店となる者に121FX取引について説明をする際にはその場に同席していたほか、株式会社121BANK東京支社の代表取締役役に就任した前田を林に紹介したこと、また、控訴人後藤は、山本を林に紹介した際には、山本が代理店となった暁には顧客の投資金から毎月1%のコミッションフィーを受領する意向を示し、山本からの121FX取引に関する相談について適宜対処していたことの各事実が認められる。これらの事実によれば、控訴人後藤は、121FX取引の代理店となることを希望する者を林に引き合わせたというに止まらず、下位代理店が顧客を勧誘し、中間、上位の各代理店を通じて集められた資金が林に集約され、各代理店には立場に応じたコミッションフィーが支払われるという121商法の仕組みを認識した上で、同商法の伝播、普及に積極的に関与していたものと認められる。そして、複数の代理店がそれぞれ顧客の投資金から毎月数%のコミッションフィーを受領すれば外国為替証拠金取引の運用益のみではこれらの手数料を賄うことができないことは容易に認識し得るから、控訴人後藤は、121商法が正常なものでなく詐欺的なものであることを認識し、又は認識し得たものと認められる。

しかして、控訴人後藤による121商法の伝播、普及によって、山本及びその下位代理店である濱岡、更にその下位代理店である佐伯の勧誘によ

り被控訴人が詐欺的商法であるとも知らずに121FX取引への投資をすることとなったのであるから、控訴人後藤は、被控訴人に生じた出資金相当額の損害を賠償すべき不法行為責任を負うというべきである。

- (2) 控訴人後藤本人は、121商法への関与を否定し、安在及び山本と林との面談の場を取り持ったにすぎないなどという陳述ないし供述（甲21、22、乙イ3ないし5）をするが、代理店として121FX取引に関与した谷本（甲23）及び柏田（甲24）の別件訴訟における各供述、山本の陳述（甲42）及び当審における証言、床嶋の陳述（甲17）及び前多■■■■の陳述（甲34）に照らして、上記認定に反する控訴人後藤本人の陳述ないし供述は採用することができない。」

- (6) 15頁20行目から17頁2行目までを次のとおり改める。

- 〔1〕 前記前提事実及び認定事実によれば、121FX取引を取り扱う代理店は、顧客に対し、入金口座として121BANK名義の口座のほか本件IST名義口座を指定するとともに、控訴人ISTは121グループ会社又は121INTの関連子会社であると説明していたこと、控訴人ISTは、被控訴人から本件IST名義口座に振込入金された証拠金名目の金員について、121BANK名義又は121FX株式会社名義の口座に送金したことの各事実が認められ、また、これらの事実によれば、121FX取引に関連した証拠金名目で本件IST名義口座に振込送金をした顧客は被控訴人以外にも複数の者がいると推認することができる。

この点、控訴人ISTらは、控訴人ISTは、林の依頼を受けて、「JIP LIMITED」（以下「JIP」という。）から代金前払方式のクレジットカードの発行事務及び顧客の預託する前払金の収納代行業務の委託を受け、同委託契約に基づいて送金業務を行っていたと主張し、業務委託契約書（乙ロ3）を提出するほか、控訴人加藤本人の陳述（乙ロ6）ないし供述はこれに沿う。しかし、控訴人ISTは、上記の発行事務及び

収納代行業務に関して、上記契約書及び「121 BANKカード」を紹介したウェブサイトを印刷したもの（乙ロ5の1, 2）以外には、具体的な業務を裏付ける証拠を提出していない。また、控訴人加藤本人は、本件IST名義口座に振込送金された金員を固定した振込先ではなくその都度指定された口座に振り込んでいたと供述しており、しかも、前記のとおり、委託を受けたというJIPではなく、外国為替証拠金の取扱会社であることが容易に分かる「121 FX株式会社」名義の口座にも振り込んでいる。仮に、控訴人ISTが121 FX取引に関与していないとすれば、控訴人ISTは本件IST名義の口座に証拠金名目で振り込んだ顧客から誤送金や送金額の問い合わせがあっても的確に応答することができないことになるが、そのような振込先を林やその指示を受けた代理店が指定するとは考えがたく、また、本件全証拠によっても、被控訴人が上記「121 BANKカード」を受領したことは認められない。加えて、控訴人加藤本人は、受託した代金前払方式のクレジットカードについて、発行会社はマスターカードであり、マスターカードと121が契約をしていたのを見た旨供述するが、証拠（甲43ないし50の2）によれば、控訴人ISTが証拠として提出する代金前払方式のクレジットカードは、「Choice Bank Limited」がマスターカードからライセンスを受けて同銀行が発行するものであることが認められ、控訴人加藤本人の上記供述は上記の証拠関係と整合しない。

上記の諸点に加えて、証拠（甲35ないし41）によれば、控訴人ISTは、「コンテナファンド」と称する取引に関してコンテナ販売業者の正規代理店として勧誘を行っていたところ、同取引に関してコンテナ販売業者は特定商取引法違反の法令違反を理由として香川県から業務停止命令がされていること、本件IST名義口座とは別の控訴人IST名義の口座が犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復配分金の支払等に関する法

律に基づいて凍結されていることの各事実も認められ、控訴人 I S T は、違法な金融商品取引に積極的に関与していたことが窺われる。

以上の諸点を総合すると、控訴人 I S T（具体的には代表取締役の控訴人加藤）は、121 商法に利用されることを知りながら本件 I S T 名義口座を顧客からの証拠金名目の送金先とし、送金された金員をその都度指定された 121 BANK 名義又は 121 F X 株式会社名義の口座に送金したものであり、また、本件 I S T 名義の口座に関する控訴人加藤本人の供述は信用することができず、控訴人 I S T が 121 商法以外にも違法な金融商品取引に関与していたことからすると、控訴人 I S T は、121 商法が正常なものではなく詐欺的なものであることを知りつつ、顧客から証拠金名目で送金を受け、これを指定された先に振込送金をしていたものと認められる。そして、控訴人 I S T は、被控訴人が 121 F X 取引の証拠金名目で振り込んだ金員を、詐欺的商法である 121 商法の資金として、指定された口座に送金したものであるから、控訴人 I S T は、被控訴人に生じた出資金相当額の損害を賠償すべき不法行為責任を負うというべきである。

- (2) 以上によれば、控訴人加藤が、控訴人 I S T の代表取締役として、林に対し、詐欺的商法というべき 121 商法の資金収集に協力することを承諾したことが明らかである。したがって、控訴人加藤は、控訴人 I S T の職務を行うについて悪意又は重大な過失があるというべきであるから、会社法 429 条 1 項に基づき、被控訴人に生じた損害の賠償責任を負うというべきである。また、控訴人鈴木は、控訴人 I S T の取締役として選任されているところ、本件全証拠によっても、控訴人鈴木が控訴人加藤による違法な業務執行について取締役としてその業務の監視、監督をしたと認めるに足りないから、控訴人鈴木も、同じく会社法 429 条 1 項に基づき、被控訴人に生じた損害の賠償責任を負うというべきである。」

(7) 17頁9行目の「35万円」(2か所)をいずれも「43万円」に改める。

(8) 17頁11行目から18頁4行目までを次のとおり改める。

「したがって、被控訴人に対し、①控訴人後藤は、179万4000円及びこれに対する訴状送達の日(平成24年2月23日)から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務があり、②控訴人IST、同加藤及び同鈴木は、177万3000円及びこれに対する訴状送達の日(控訴人IST及び同加藤は平成24年2月23日、同鈴木は同月22日)から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を控訴人後藤と連帯して支払うべき義務がある。」

2 以上によれば、被控訴人の請求(当審における減縮後のもの)はいずれも理由があるから認容すべきである。

よって、原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、なお、原判決主文第1項、第3項及び第4項は当審における請求の減縮により本判決主文第2項のとおりに変更されているので、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長 裁判官 貝 阿 彌 誠

裁判官 定 塚 誠

裁判官 岡 山 忠 広

これは正本である。

平成26年7月10日

東京高等裁判所第19民事部

裁判所書記官 安藤 秀男

